８笠監第１６号
令和８年８月３１日

笠置町長　山　本　　篤　志　様

笠置町監査委員　　東　達廣

笠置町監査委員　　向出　健

令和７年度笠置町一般会計及び特別会計
歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 7 年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、次のとおり意見書を提出する。

意　見　書

1. 審査対象

（1）令和７年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

（2）令和７年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

（3）令和７年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

（4）令和７年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

（5）その他関係帳簿及び台帳

2. 決算審査日

令和８年８月４日（火）、５日（水）、６日（木）

3. 出席者

町長、副町長、参事、会計管理者、関係所属長並びにその課員

審査の総括意見

令和７年度笠置町一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、概ね適正なものであったと認めた。

本町決算審査においては、定期監査と同様、履行した業務の審査のみならず、その事業の有効性や効率性等を監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信していることから、以前に指摘した事項に対する業務改善の是非についても併せて審査をした。

審査の結果、一部に書類の整理や記載等について改善を要する事項は見受けられたものの、全体としては、おおむね適正に事務処理が行われていることを確認した。また、公文書の表現や記載方法等についても、一部改善を求める意見を付したところであるが、総じて適正な事務執行がなされているものと認められる。今後においても、適正な事務処理を徹底するとともに、行政文書が将来にわたって町の重要な財産となることを十分認識し、正確かつ適切な文書管理に努められたい。

健全な財政運営と積極的な事業展開について、本町の財政状況については、各種財政指標から見ても、健全性は確保されており、現時点におい

て財政運営に大きな懸念がある状況ではないと判断する。一方で、経常収支比率が高い水準にあることから、経常的な経費が財政運営に一定の負担となっていることには留意する必要がある。

しかしながら、健全な財政状況を維持している現状を踏まえれば、必要な行政サービスや将来に向けた投資について、過度に消極的になる必要はなく、一定の財政的な余力を活用し、町の将来につながる事業を積極的に検討・実施することが望まれる。

特に、財政状況が厳しいという認識が先行し、必要な事業や投資まで抑制することのないよう、事業の必要性、効果及び将来性を十分に検討した上で、効果的かつ効率的な財政運営を進められたい。

また、投資的事業を実施する際には引き続き、国・京都府等の補助制度や地方債、企業版ふるさと納税をはじめとする民間資金など、様々な財源を有効に活用し、町の一般財源への負担を抑えながら事業効果を高める工夫が必須である。

事業の横断的な連携と相乗効果について、今後の事業実施に当たっては、一つ一つの事業を単独で完結させるのではなく、他の施策や事業と有機的に結び付け、相乗的な効果を生み出す視点が重要である。

例えば、高校生の通学費助成についても、単に通学に係る負担を軽減するだけではなく、将来的な定住や人口確保につなげる施策として捉えることができる。

また、タブレットを活用した事業についても、導入そのものを目的とするのではなく、今後、教育、行政サービス、情報発信等の様々な分野に活用の幅を広げることが期待される。

このように、各事業の本来の目的を明確にするとともに、その事業が他

の施策にどのようにつながり、将来的にどのような効果を生み出すのかという視点を持って、総合的かつ計画的に事業を展開されたい。

民間活力の積極的な活用について、限られた財源の中で、今後も必要な施策を実施していくためには、行政だけで事業を担うのではなく、民間の資金やノウハウ、人的資源等を積極的に活用することが重要である。

企業版ふるさと納税をはじめとする民間からの資金調達については、既に一定の成果が見られるところであり、今後も国・京都府等の補助制度と併せて、様々な財源確保の手法を検討されたい。

また、まちづくり株式会社などの地域の民間主体についても、町の観光振興や地域活性化を担う重要なパートナーとして、その取組を支援するとともに、行政と民間がそれぞれの役割を明確にしながら、相互に連携していくことが望まれる。

住民ニーズを踏まえた事業実施と情報発信について、行政が行う事業は、最終的には住民福祉の向上につながるものでなければならない。

そのため、事業の企画・実施に当たっては、行政側の考えだけで進めるのではなく、住民の声やニーズを十分に把握し、住民との相互理解を図りながら進めることが重要である。

また、本町の財政状況については、各種指標から見て健全性が確保されているにもかかわらず、住民の中には「町の財政が非常に厳しく、将来的に財政破綻するのではないか」といった不安の声もある。

こうした不安を払拭するためにも、財政状況や行政の取組について、住民に分かりやすく、正確な情報を積極的に発信することが必要である。

行政の考えを住民に理解してもらうとともに、住民の声を行政が受け

止めるという双方向の情報共有を進めることで、より住民の理解と協力を得られる行政運営につながるものと考える。

緊縮志向と必要な行政投資について、事務事業の見直しや経費節減については、限られた財源を有効に活用する上で必要な取組である。しかしながら、単に経費を削減することを目的とするのではなく、必要なところには必要な財源を投入するという考え方も重要である。

日常的な経費削減を徹底する一方で、将来の町の発展や住民福祉の向上につながる事業については、必要以上に抑制することなく、費用対効果や将来的な波及効果を見極めた上で、積極的に取り組む姿勢が求められる。

職員においても、「できない理由」を挙げるだけではなく、「こうしたい」「こうすれば実現できる」という前向きな発想を持ち、職員同士が自由に意見を出し合える組織風土を醸成していただきたい。

こうしたコミュニケーションの活性化は、事業の改善だけでなく、情報共有の不足によるヒューマンエラーの防止にもつながるものと考える。

高齢化を踏まえた今後の行政運営について、本町においては、今後さらに高齢化が進行することが予想されることから、様々な事業を実施する際には、高齢化が地域社会や住民活動に及ぼす影響についても十分に考慮する必要がある。

健康づくりや福祉分野をはじめ、地域活動、防災、観光、まちづくりなど、住民の協力を必要とする事業においては、担い手不足や高齢化による参加の難しさが課題となっている。

そのため、今後は高齢化を前提とした事業の進め方や、住民の負担を軽減しながら参加・協力を得るための新たな仕組みづくりについても検討

されたい。

令和７年度の決算審査を通じ、各課において適正な事務執行に努められていることを確認した。今後は、これまでの適正な事務処理を継続するとともに、健全な財政状況を生かし、将来を見据えた積極的な事業展開を期待する。

併せて、住民の声を丁寧に聞き、行政の考えや財政状況について正確な情報を分かりやすく発信することで、住民との信頼関係をより一層深めていくことを期待する。

最後に行政職員におかれては、本町が将来にわたって持続可能なまちとして発展していくために、一人ひとりが前向きな意識を持ち、積極的に意見を出し合いながら、創意工夫を重ね提案し、議論していくことが肝要と考える。

今後も適正な事務執行と健全な財政運営が確保されることを基本としつつ、住民福祉の向上と将来の笠置町の発展につながる効果的かつ効率的な行財政政営が進められることを期待し総括意見とする。

審査の結果

(1) 決算規模

令和 7 年度笠置町一般会計、特別会計及の決算は次のとおりである。

（単位：円）

区　　分		一般会計	特別会計	合　　計
予算現額		2,051,037,160	551,573,000	2,602,610,160
決算額	歳入額	1,949,638,393	541,495,229	2,491,133,622
	歳出額	1,894,907,866	509,132,416	2,404,040,282
	差引額	54,730,527	32,362,813	87,093,340

(2) 決算収支

令和 7 年度決算額は、一般会計においては、歳入総額 19 億 4,963 万 8,393 円、歳出総額 18 億 9,490 万 7,866 円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は 5,473 万 0,527 円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業執行に必要な財源 1,293 万 4,000 円を除いた実質収支額は 4,179 万 6,527 円となり、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を引いて求められる単年度収支額は 2,995 万 8,165 円の黒字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額 5 億 4,149 万 5,229 円、歳出総額 5 億 913 万 2,416 円で、歳入歳出差引額は 3,236 万 2,813 円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計をあわせた予算現額 26 億 261 万 160 円に対し、決算額 24 億 9,113 万 3,622 円で、収入率は 95.7%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計をあわせた予算現額 26 億 261 万 160 円に対し、決算額 24 億 404 万 282 円で、執行率は 92.4%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次のとおりである。

会計別執行状況

（単位：円）

区分	予算現額	歳入決算額		歳出決算額	
		金額	収入率	金額	執行率
一般会計	2,051,037,160	1,949,638,393	95.1%	1,894,907,866	92.4%
国保会計	182,919,000	161,432,482	88.3%	151,791,981	83.0%
介護会計	287,295,000	299,465,039	104.2%	276,919,333	96.4%
後期高齢会計	81,359,000	80,597,701	99.1%	80,421,102	98.8%
合　計	2,602,610,160	2,491,133,622	95.7%	2,404,040,282	92.4%

（4）財政状況等　　（　）内は金額等における割合を示す

【一　般　会　計】

令和 7 年度の一般会計決算は、歳入総額 19 億 4,963 万 8,393 円となり、前年度の 17 億 2,180 万 3,736 円と比較して 2 億 2,783 万 4,657 円の増額となっている。

歳入の主なものは、地方交付税 9 億 5,771 万 2,000 円、町税 1 億 5,748 万 453 円、国庫支出金 1 億 9,378 万 8,382 円、繰入金 1 億 6,083 万 619 円であり、地方交付税が歳入総額の 49.1%を占めている。地方交付税は前年度に比べ 5,367 万 1,000 円増加しているものの、国の地方財政対策や算定基準等の影響を受ける財源であることから、今後の制度や国の財政状況によっては大きく変動する可能性がある。

また、町債は 1 億 2,640 万 2,000 円となり、前年度に比べ 4,567 万 8,000 円増加している。一方、国庫支出金についても前年度から 4,912 万 6580 円増加しており、補助制度を積極的に活用しながら、防災情報システムの更新や住民生活に関わる新たな事業等を実施したことがうかがえる。

歳出については、総務費 6 億 7,881 万 6,807 円、民生費 3 億 8,857 万 9,105 円、土木費 1 億 8,432 万 9,543 円、衛生費 1 億 8,364 万 4,379 円、公債費 1 億 6,247 万 3,238 円が主なものである。人件費の増加に加え、基幹業務システムの標準化対応、防災タブレットの全世帯への配布、デマンド交通の実証実験、簡易水道事業に係る施設更新等、新たな行政課題への対応により、歳出総額も前年度に比べ大幅に増加している。

特に、防災情報等受信サービス提供事業や交通空白解消緊急対策事業など、住民の安全・安心や生活基盤の維持に直結する事業を実施したことは評価できる。また、前年度と比較して翌年度への繰越事業が減少しており、単年度会計の原則に沿った適正な事業執行が図られているものと認められる。以上のことから、令和 7 年度の一般会計については、国・府等の財源を適切に確保しながら各種施策を実施しており、全体として適正な財政運営がなされているものと認める。

令和 7 年度は、防災、交通、情報通信、社会基盤整備等、住民生活に直結する多様な行政課題に対応するため、積極的な事業展開が図られた。一方で、地方交付税等の依存財源が歳入の大部分を占める本町の財政構造を踏まえると、今後も安定した財政運営を継続していくためには、将来を見据えたより慎重な財政管理が求められる。

今後は、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分するとともに、既存事業についても漫然と継続することなく、その必要性、効果及び費用対効果を検証し、必要に応じて事業の縮小・統廃合を含めた見直しを行われたい。

また、国・府等の補助制度や有利な起債を最大限活用し、町の実質的な財政負担を抑制するとともに、将来の公債費負担や施設の維持管理経費等を十分に見通した計画的な財政運営に努められたい。

特に、人口減少や高齢化が進む中にあって、行政サービスの維持と財政の健全性を両立させるためには、事業の「選択と集中」が不可欠である。住民の安全・安心を最優先としながら、限られた行政資源を最大限に活用し、持続可能な行政運営を実現されることを強く要望する。

今後とも、健全な財政規律を堅持し、将来世代に過度な負担を残すことのないよう、長期的な視点に立った計画的かつ効率的な行財政運営に取り組まれることを望むものである。

【国民健康保険特別会計】

令和年 7 度における国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額 1 億 6,143 万 2,489 円、歳出総額 1 億 5,179 万 1,981 円で、歳入歳出差引額 964 万 508 円の剰余金を計上している。

歳入では、府支出金が 9,845 万 5,000 円と歳入総額の 61.0％を占め、次いで繰越金 3,046 万 7,411 円、国民健康保険税 2,170 万 4,937 円となっている。

歳出では、保険給付費が 7,582 万 8,864 円と 50.0％を占め、国民健康保険事業費納付金が 5,011 万 9,347 円、33.0％となっている。

保険給付費は前年度に比べ 3,480 万 8,163 円減少し、国民健康保険事業費納付金についても 422 万 7,253 円減少していることから、歳出全体としては前年度に比べ減少している。

一方、国民健康保険税の収納率は 95.0％となり、前年度の 95.1％からわずかに低下している。収納率については高い水準を維持しているものの、国民健康保険制度は被保険者が負担する保険税等を財源として支え合う制度であることから、負担の公平性を確保する観点からも、引き続き収納率の向上に努める必要がある。

また、特定健康診査の受診率は 31.2%となり、前年度の 26.7%から 4.5 ポイント上昇している。受診率の向上に一定の成果が見られるとともに、保険加入者を対象とした歯科検診を新たに実施するなど、疾病予防及び健康増進に向けた取組が進められていることは評価できる。

国民健康保険制度は、被保険者の医療を支える基盤であると同時に、町の財政運営にも大きく関わる重要な制度である。今後も医療費や被保険者数、保険税収納状況等の動向を的確に把握し、国民健康保険制度の安定的かつ持続的な運営に努められたい。

特に、保険税の収納率については、負担の公平性を確保する観点から、引き続き京都地方税機構との連携を図りながら、きめ細かな徴収対策を進められたい。

【介護保険特別会計】

令和 7 年度の介護保険特別会計決算額は、歳入総額 2 億 9,946 万 5,039 円、歳出総額 2 億 7,691 万 9,333 円で、歳入歳出差引額 2,254 万 5,706 円の剰余金を計上している。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金及び保険料等が主な財源となっており、歳出では保険給付費が 2 億 2,966 万 5,216 円と歳出総額の 82.9%を占めている。

保険給付費は前年度と比較して 1,480 万 3,710 円減少しており、特に施設介護サービス給付費については、受給者数の減少により前年度から 1,089 万 2,015 円減少している。介護保険事業については、介護を必要とする高齢者が必要なサービスを適切に受けられる体制を維持することが重要である。

特に、介護従事者の人材不足や介護施設の定員不足等により、介護を必要とするにもかかわらず必要なサービスを利用できない、介護サービス

の供給不足が生じることのないよう、町内における高齢者人口、要介護認定者数、介護サービスの利用状況及び介護給付費等の推移を的確に把握されたい。

また、施設介護サービスは居宅介護サービスと比較して一人当たりの給付費が高額となることから、受給者数の増減が財政に与える影響も大きい。給付費の適正化を図るとともに、介護予防や健康づくり、地域支援事業を効果的に推進し、可能な限り要介護状態となることを防ぐ取組を一層強化されたい。

さらに、介護保険事業を単に給付費の管理という観点だけで捉えるのではなく、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、医療、福祉、地域活動等との連携を図りながら、持続可能な介護サービスの提供体制の確保に努められたい。

【後期高齢者医療特別会計】

令和 7 年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、入総額 8,059 万 7,701 円、歳出総額 8,042 万 1,102 円で、歳入歳出差引額 17 万 6,599 円の剰余金を計上している。

歳入では、後期高齢者医療保険料 2,648 万 4,190 円及び一般会計からの繰入金 5,338 万 8,723 円が主な財源となっており、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金が 7,816 万 5,308 円と歳出総額の 97.1％を占めている。

保険料収納率は 98.4％であり、前年度から若干低下しているものの、引き続き収納率の確保に向けた取組が求められる。

後期高齢者医療制度については、広域連合との役割分担のもと適正な事務執行が図られているものと考えるが、医療費の適正化や高齢者の

健康維持・増進を図るためには、後期高齢者医療制度のみを単独で捉えるのではなく、国民健康保険制度及び介護保険制度との連携をより一層強化することが重要である。

健康診査、疾病予防、介護予防等の取組を効果的につなげ、高齢者の健康寿命の延伸と医療・介護に係る負担の軽減を図ることで、住民福祉の向上と将来にわたる制度の持続可能性の確保に努められたい。